

新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン（暫定版）

令和2年6月10日

株式会社運動会屋

5月26日以降、順次イベント提案が可能となることを踏まえ、各業務における基本的な感染防止対策の基準を策定する。

本ガイドラインは、各業界においてガイドラインが策定されるまでの暫定的なものであり、国及び自治体、使用施設の当該ガイドラインが示されれば、これに従うこととする。

なお、万が一感染事例が発生した場合には、速やかに自治体及び関連施設へ連絡し、利用客の名簿の提出など保健所の調査への協力が感染防止に努める。

1. 感染防止のポイント

新型コロナウイルス感染症については、飛沫感染（感染者から放出された飛沫を口等から吸い込んで感染）及び接触感染（感染者の飛沫が手に付着し、その手で目、鼻、口などを触ることで感染）を防止することが重要であることから、3密の回避や、手などの接触場所の清掃・消毒、イベント管理者及び従事者への健康管理が必要となる。

また、利用客にも感染防止対策への協力を求めることが必要である。

2. イベント事前施策

- ① イベント参加者リスト等の提出
- ② 検温の実施（37度5分をイベント参加有無の基準とする）
- ③ 服装要件の確認（マスク・手袋・ゴーグル・フェイスシールド等）
- ④ 注意喚起の徹底（サイン、文章の配布等）
- ⑤ 会場および主催者側へのイベントに関して密集を回避する施策及び密な状況が発生させない工夫の導入に関して、事前かつ速やかに協力体制を取る

3. イベント開催中施策

「3つの密」を避ける。

- ① 密閉空間を避ける
 - 入り口のドアの開放や可動出来る窓をなるべく開け、施設内の送風設備を使い、常時、換気を促す
 - 個室などの密閉した部屋の人数制限及び監視を行う

- ② 密集場所・密接場所を避ける
 - 座席はなるべく対面ではなく横並びにする
 - 人と人の間隔は最低1mを目安に確保する
- ③ イベントごとの入場制限の実施
 - 受付時や物品配布時の間隔は最低1mを目安に確保する
 - 喫煙場所の利用人数の制限を行う

4. イベント開催中実施要件

確認事項

- ① 手が触れる可能性のある場所の消毒・除菌作業
(Tシャツ等配布物、ゴミ、備品関連、会場施設等)
- ② 社会的距離の確保に向けたバミリ・目印の設置
- ③ エントランス等共用部の手指消毒製品の設置
- ④ マスク・手袋等の着用
- ⑤ 注意喚起の徹底及び熱中症対策との連携

入場時

- 段階的な客入れオペレーション、混雑時の入場制限
- 参加禁止事項の共有

入場後

- 対面での飲食、会話を控える旨の注意喚起をアナウンス

競技時

- 社会的距離(1㎡あたり1名)程の距離を取り、競技・応援・参加を促す
- マイク含め音響設備・映像設備含め、転換時における消毒行為の徹底
- 3密を避ける競技の実施、大声を出す行為の禁止
- 拾得物発生時の手袋及び拾得シミュレーションの実施

競技時以外

- 更衣室・休憩スペース・トイレにて一定以上人数が入ることを管理し、時差利用を行い、密集を避ける
※人数はスペースの規模による
- 食事・使用備品の都度衛生・消毒管理
- 食事配布並びに提供がある場合は、マスク・手袋の着用を徹底し、接触を極力減らす
- 共通の食器類を使用しない・使い捨て・処分可能なものを利用する

5. 運営スタッフの対策

- 発熱等の症状がある場合の出勤制限など運営スタッフの健康管理の徹底
- スタッフのマスク着用、こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- 参加者ごとにテーブル・いす等の共用部を清掃・消毒等
- 共用部（ドアノブ、蛇口、押しボタン等）の定期的な清掃・消毒等
- 使用済みの食器やゴミを扱う際は手袋着用又はその後の手洗いの徹底
- ユニフォームのこまめな洗濯
- トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用停止
- スタッフの休憩スペースの利用人数の制限
- 感染者が発生した場合に備え、参加者の連絡先を把握（個人情報の取扱いに十分注意）
- 他人と共用する物品の低減（キャッシュレスや自動ドア利用など）

6. 参加者に依頼する対策

- 発熱等の症状がある方の入場制限
- 入場時、トイレ使用時の手指消毒
- 食事時以外のマスク着用、咳エチケット
- 以下の事項を利用客に依頼
 - ・長時間の利用を控える
 - ・大声での会話を控える

7. その他の対策

- マスク着用の場合、耳の不自由な方が困らないよう筆談等の配慮

※上記ガイドラインをイベント開催時使用会場のガイドラインと合わせ順守するものとする。